

第4章

審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1

審理内容の充実に向けた取組

(1) 審理内容の充実

① 口頭審理

無効審判¹や取消審判²等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭でやりとりをすることで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。なお、特許・実用新案部門、意匠部門においては、無効審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門においては、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについては、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

② IT 審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等の IT 機器を導入した。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確

に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。



IT 機器が装備された大審判廷

③ 巡回審判・出張面接

地域の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身の PC を利用するテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。
2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用が認められる場合に、当該登録の取消を請求する審判。

(2) 専門家の知見を活用した審理の一層の適正化

① 審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の特許実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」（当初は「進歩性検討会」）が、毎年開催されている。得られた成果は報告書にとりまとめられ、特許庁ウェブサイトへの掲載により広く公表されている。

2015年度は、審判の機能強化を図る観点から、重要な審決について20件以上分析を行い、その結果を公表する、という「特許庁が達成すべき目標」のもと、20事例（特実14事例、意匠2事例、商標4事例）について、研究を行った。また、特実分野の一分野として、法解釈や手続面を論点とした「特許共通」分野を設置して技術的事項以外の検討を充実させるとともに、検討結果の概要を容易に把握できるように報告書の要約版も作成し、公表した。



審判実務者研究会の全体会合

② 審判参与

2007年度末から、知的財産分野における経験が豊富な元裁判官や学識経験者を「審判参与」として採用し、高度な法律問題に対する助言を得るとともに、研修等の講師として活用している。

また、審判参与による審判参与会を適時開催して、審判における制度及び運用の在り方について提言を受け、審判部における運用の一層の適正化等を図っている。

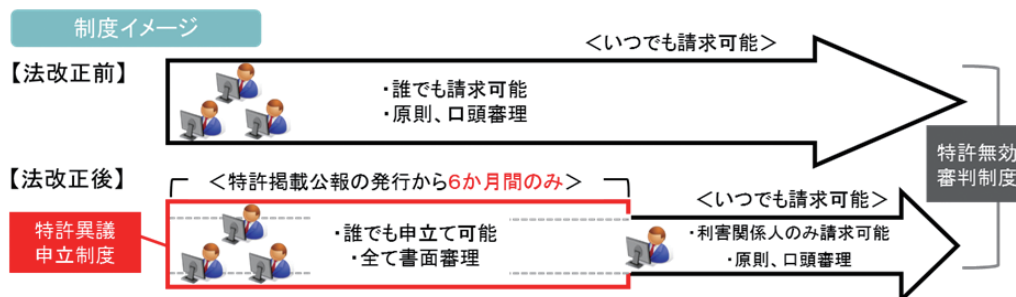
③ 審・判決調査員

当事者の納得感と審理の透明性の一層の向上に資するべく、法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容について、外部的視点を組み込んだ参考意見を作成し、審判官にフィードバックしている。また、民事法的側面からの相談等、審・判決調査員を積極的に活用して審理に取り組んでいる。

(3) 制度改正への対応

2014年法改正により、申立期間を一定期間に制限し、全件書面による審理とするなど、特許権の早期安定化を図りつつ制度ユーザーの負担が少ない特許異議申立制度が創設された。2015年は特許異議申立制度に関して、関係団体へ講師を派遣したり、知的財産制度説明会等で説明するなどして、同制度の具体的な手続や運用について広く周知を図った。あわせて、特許庁内において、審判書記官の体制整備を行うとともに、審判便覧や事務運用マニュアルの作成及び改訂を行うなど、特許異議申立制度の業務の円滑化に取り組んでいる。

2-4-1 図 特許異議申立制度イメージ



2

審理の迅速化に向けた取組

(1) 紛争の早期解決 ～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2) 権利の早期取得 ～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件¹について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理制度を実施している。2015年の早期審理の申出件数は、特許が180件、意匠が2件、商標が8件であった²。

3

国際的な連携強化に向けた取組

(1) 審判専門家会合

審判分野に関する情報交換等のため、他国特許庁の審判部門の実務者間との議論を活性化させるべく、審判専門家会合を開催している。2015年度は6月に日本で第1回となる日中審判専門家会合を、7月に日本で第6回日韓審判専門家会合を、9月に中国で第3回日中韓審判専門家会合を開催した。



第1回日中審判専門家会合

国際審判官協議を開催している。2015年度は9月に韓国にて第1回となる日中韓国際審判官協議を、10月に台湾にて日台国際審判官協議を、2月に韓国にて日韓国際審判官協議をそれぞれ開催した。

(3) 各国司法行政機関との連携

① 国際知財司法シンポジウム

日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催で、2015年4月に、東京にて知財司法関連の国際シンポジウムを開催した。日米英仏独の5か国の知財裁判官・弁護士を招き、標準必須特許に係る権利行使をテーマに模擬裁判等を実施した。

② 日米知財司法シンポジウム

2016年5月に、米国の連邦巡回区控訴裁判所にて日米知財司法シンポジウムが開催された。知的財産高等裁判所、日本国特許庁審判部、米国連邦巡回区控訴裁判所、米国特許商標庁審判部、及び日米の弁護士・弁理士等により、日米の訴訟制度や審判制度について議論された。

(2) 国際審判官協議

実事件を用いた口頭審理傍聴や意見交換の実施を通じて、審判官同士による審判実務の情報交換を行うため、韓国、中国、台湾との

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO2削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2 前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が260件、意匠が2件、商標が8件であった。

③日米韓知財司法シンポジウム

2016年5月に、韓国のソウルにて日米韓知財司法シンポジウムが開催された。知的財産高等裁判所、日本国特許庁審判部、米国特許商標庁審判部、韓国特許法院、及び韓国特許庁審判部等により、日米韓の訴訟制度や審判制度について議論された。



国際シンポジウム

「知財司法の未来に向けて
～知的財産高等裁判所創設10周年記念～」

④日欧知財司法シンポジウム

2016年11月に、東京にて日欧知財司法シンポジウムが開催される。知的財産高等裁判所、東京地方裁判所、日本国特許庁審判部、ドイツ連邦最高裁判所、ドイツ連邦特許裁判所、欧州特許庁、及び日欧の知財関係者等が参加し、基調講演、模擬裁判、パネルディスカッション等を通じ、日欧の訴訟制度や審判制度について議論される予定である。

4

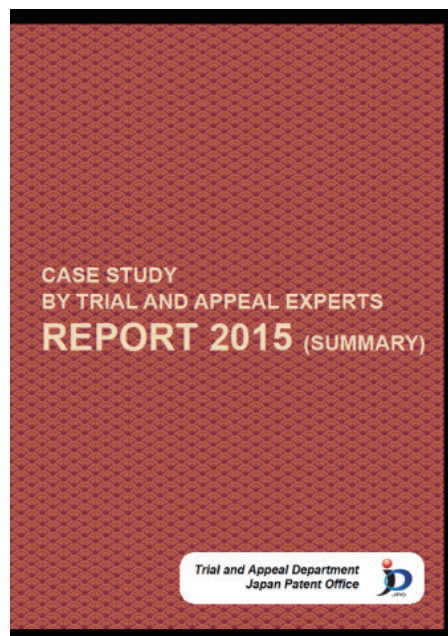
審判に関する情報発信

(1)国際的な情報発信

審判実務者研究会で分析の対象とした審決及び法解釈や運用の理解に参考となると考えられる審決等（審決、異議決定、判定）について、手翻訳による英語翻訳文を作成し、2016年1月に、特許庁ウェブサイト（日本語版、英語版）で提供を開始した¹。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版や、審判に関する他のコンテンツについても英訳し公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。

(2)審判制度に対する理解促進

審判制度の普及・啓発や、審判官の能力向上を目的とした模擬審判廷による実演を企画し、巡回特許庁セミナー等において実施した。



審判実務者研究会報告書の英語要約版

1 http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/kenkyukai/sinposei_kentoukai.htm

Column 10

模擬審判廷

1. 模擬審判廷について

特許庁審判部では、原則無効審判の全件につき口頭審理を実施することで、当事者の納得感向上に努めています。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進しています。

知財制度ユーザの皆様に対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の認知度向上及び普及・啓発を図ることを目的として、特許庁審判部では、模擬審判廷による口頭審理の実演を実施しています。



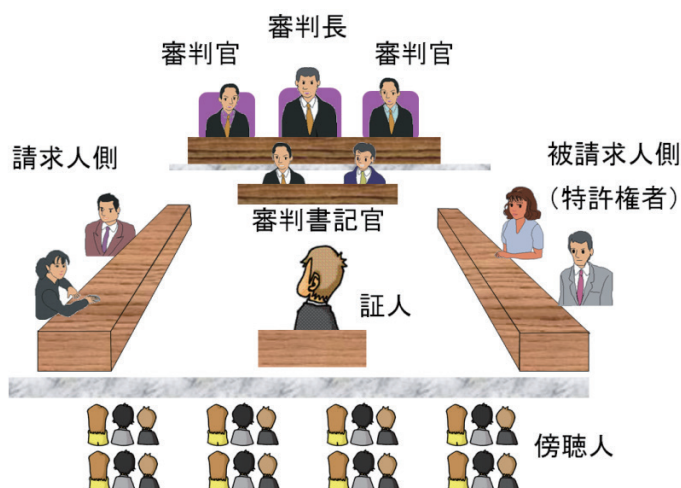
模擬審判廷による審理の実演の様子
(「巡回特許庁 in 中部」巡回特許庁セミナーにて)

2. 「巡回特許庁 in 中部」での実施

2016年2月25日に愛知県名古屋市にて実施された「巡回特許庁 in 中部」において、審判制度をより分かりやすく身近に感じて頂ける説明会と模擬審判廷による口頭審理の実演を行いました。

3. 今後の実施について

2016年度も、全国各地で模擬審判廷による口頭審理の実演を行うことを予定しております。皆様のお越しをお待ちしております。



Column 11

よりユーザーの視点に立った行政サービスを目指して

産業財産権を取得するためには、発明等の実体的な審査のみならず、出願から登録に至るまでの多岐にわたる手続が必要となります。こうした出願から登録までの手続は、産業財産権に関する法令等に定められた形式的又は手続的な要件に従って進めることが前提であり、手続を適切・迅速に完了させるためには、ユーザーと手続に関わる職員との的確な意思疎通が重要です。

そこで、特許庁では、よりユーザーの視点に立った行政サービスの提供を目指すために、こうした手続に関わる職員ひとりひとりの、日々の業務に係る心構えを示した「方式審査・出願・登録関連業務に関する品質ポリシー」を2015年3月に策定・公表しました。特許庁では、この品質ポリシーを踏まえながら、以下のような取組みを実施しました。

- ①出願関連業務では、国際出願の受付窓口に来訪されたユーザーに対してアンケート調査を行い、そのご意見を踏まえ、窓口環境の改善を行いました。また、ユーザーからよく寄せられる電子メールでのお問い合わせについて、モデルとなる回答の事例集を作成し、回答の品質の向上や対応の迅速化を図りました。
- ②方式審査関連業務では、特許庁からユーザーに送付する指令書、通知書等の内容について見直しを行い、よりの確で、わかりやすい内容に変更しました。
- ③登録関連業務では、特許庁ウェブサイトに掲載している「登録の実務のQ&A¹⁾」を見直し、その内容を一層充実させました。
- ④さらに、ユーザーの適正な手続の一助となるよう、出願から登録に至るまでの各段階において補正指令等の手続不備が多く見受けられる事例や間違いやすい手続に関する留意点をとりまとめ、「手続に関する留意点²⁾」として特許庁ウェブサイト新たに公表しました。

その他、手続に関わる職員が、電話対応に関する自己点検を行い、改めて親切で丁寧な対応を心がけるなど、職員ひとりひとりが日頃から、ユーザーの満足度向上のため様々な取組みを実施しています。

我が国は、2016年3月に、特許出願等に関する手続の統一化及び簡素化を目的とし、出願人の利便性向上及び負担軽減を図る特許法条約、商標法に関するシンガポール条約に加入しました。特許庁では、これら条約の趣旨を大いに踏まえ、手続に関するユーザーの利便性の更なる向上を図るとともに、ユーザーの満足度向上に向け、行政サービスの改善を引き続き図っていきます。



「手続に関する留意点」の公表

手続に関する留意点

- 産業財産権の出願手続の留意点
- 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国内移行手続の留意点
- 産業財産権の登録手続の留意点
- 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の留意点
- マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願及び国際商標登録出願の留意点

[このページの先頭へ](#)



窓口環境の改善例

(ご意見を踏まえて照明をより明るくしました)

1 https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/touroku/jitumu_qa.htm

2 http://www.jpo.go.jp/seido/tetsuzuki_ryuiten/index.html